∼豊田市で活動される血液検体の提供にご協力いただいている皆さまへ~

# 豚熱経ロワクチン野外散布に伴う 野生イノシシ血液検体採取の停止について

本県における豚熱の感染拡大と養豚場への侵入を防止することを目的として、豚熱ウイルスを媒介していると考えられる野生イノシシに対し、国の指針に基づき豚熱経口ワクチンの野外散布を実施します。今年度は全4回を予定しており、今回は3回目です。

作業工程は「事前の餌付け」(一部の地点のみ)及び「経口ワクチンの散布」とし、散布した経口ワクチンの外包は原則次回の散布時(2026年1月~2月予定)に回収します(※一部の散布場所では摂食調査のため、次回の散布日前に回収する場合がございます。)ので、ワクチンを見つけた際は触らないようお願いします。

また、イノシシがワクチンを摂取してから抗体を獲得するまで10日程度要します。ワクチン効果を適正に評価するため、該当する地域で下表の期間中(ワクチン最終散布日の翌日から起算して15日間)に捕獲された個体は豚熱ウイルス及び抗体検査の対象からは除外します。血液検体を採取、送付いただいても検査できませんのでご了承ください。

期間中に採取された血液検体の提供に対しては、協力金をお支払いできません。

市町村が行っている有害捕獲(有害駆除、許可捕獲)事業を妨げるものではありません。

第3回散布実施スケジュール			
散布対象 地域	旧豊田市、藤岡町、 小原村、足助町、旭町	旧稲武町	旧下山村、四ツ松町
経口ワクチン 散布日	2025年11月3日(月)~7日(金)、11日(火)	2025年11月11日 (火)	2025年11月10日(月)
血液検体採取 停止期間	11月3日(月)~ 11月26日(水)	11月11日(火)~ 11月26日(水)	<mark>11月 10日(月)~</mark> 11月 25日(火)
血液検体採取 再開日	11月 27日(木) (ワクチン散	11月 27日(木) 布最終日から16日	11月 26日(水) 後)

※天候等で上記日程が変更となる場合は、あらためて御連絡します。
※散布日より前に「事前の餌付け」を実施する場合があります。

(参考) 2025年度 年間散布計画

前期散布 後期散布 月 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 第1回 第2回 第3回 第4回 実施回

ORコードを読み取ると、愛知県のWebページで血液検体採取停止期間が見られるべえ!





【問合せ】 愛知県豚熱感染拡大防止対策協議会

愛知県 農業水産局 農政部 農業振興課

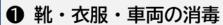
野生イノシシ対策室 経口ワクチン対策グループ

(電話番号:052-954-6725)

#### 有害鳥獣捕獲従事者のみなさまへ

## 豚熱の感染を広げないために**洗浄・消毒** をお願いします

### 野山に立ち入った後、現場を離れるとき



(タイヤ、荷台、足マット等)

ブラシなどで土や汚れを落とし、 消毒液をスプレーする。靴底は移 動の都度こまめに消毒。

#### ■【靴】【タイヤ・荷台】



ブラシや水で土等の 汚れを落とす

#### ❸ 廃棄物の処理

山林内で出たごみは、ごみ袋に入れて密封。袋の外側を消毒した後 適切に処分する。

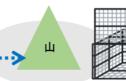
#### 洗浄・消毒をする場所

山



#### 2 わな等の捕獲器具の消毒

設置していたその場所でブラシ等で土 や汚れを落とし、消毒する。次に使用 する際に、水でよく洗浄する。





## ④ 移動時には「洗浄」・「消毒」

別の山へ移動、下山、移動途中でコンビニ などに立ち寄るときなど。

## イノシシを捕獲したとき

コンビニ

#### ● 肉等の取扱い

解体後の内臓等は、放置せず二重に袋に包み衛生的に処理

やむを得ない場合は消毒等を行い 公衆衛生の確保に十分に配慮したう えで適切に埋置する。

#### 【豚熱感染確認区域の場合】

自家消費用を含む肉等を持ち出さない。 ※「豚熱感染確認区域におけるジビエ 利用の手引き」に従ってジビエ利用す る場合は除く。

#### 2 捕獲地点・埋設場所など

死体や内臓等を埋設した場合は、止めさしした地点の半径1m範囲、埋設地点、血液や糞便等が付いた場所を、消毒液または石灰を散布することにより消毒する。

消石灰

地面が湿るぐらい たっぷりスプレー

半径1 m

石灰を散布

器具 (ナイフ) はブラシや水で 血液等の汚れを 落として消毒



#### ❸ 使い捨て手袋や衛生的な着衣を使用

自家消費用の解体時には、使い捨ての手袋やレイン コート・防護服等を使用。

※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。

- ※消毒薬は、薬局、ドラッグストア等で販売されています。
- ※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。
- ※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体での検査を行う可能性があることから、各自治体に連絡してください。